

## 農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例

❖ 納税猶予の特例とは、農地を相続や遺贈によって取得した方が、引き続き農業経営、または特定貸付け<sup>(注①)</sup>等を行う場合に、一定の要件の下に、その取得した農地等の価額のうち農業投資価格<sup>(注④)</sup>を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続、または特定貸付け等を行っている場合に限り、その納税が猶予されるという制度です。

◇相続税の納税猶予の適用を受けている人が、適用を受けている生産緑地地区内の農地の全部または、一部について、認定都市農地貸付け<sup>(注②)</sup>、または農園用地貸付け<sup>(注③)</sup>を行ったときは、一定の要件の下、引き続き納税猶予が継続されます。

◇相続した農地に高額な相続税が課せられると経営困難になることが想定されます。農家の経営を安定させ相続人である「農業の後継者」を守ることで、国土の狭い日本にとっての貴重な農地と、農業を継続するための制度です。

### (注①)「特定貸付け」

相続税の納税猶予の適用を受けている農地等をバンク法(農地中間管理事業の推進に関する法律)、基盤法(農業経営基盤強化促進法)に定める一定の事業のために貸し付けること。

\*市街化区域外の農地で次の事業により貸し付ける場合に限る。

#### 1. 農地中間管理事業

農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の借り手を探している農家(貸し手)から農地を借受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている担い手農家(借り手)に貸し付ける制度

#### 2. 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画(旧):令和5年4月1日より改正)

市町村が農業員会等の関係機関、団体と協力して、農地所有者(貸し手)の掘り起こし活動を行い、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを図る事業

### (注②)「認定都市農地貸付け」

都市農地(生産緑地地区内の農地)を円滑に貸借し、農地を有効に活用することで、都市農業の健全な発展と、機能の発揮により、市民生活の向上に資することを目的とした貸付け【都市農地の貸借の円滑化に関する法律】

### (注③)「農園用地貸付け」

市民農園(市民がレクリエーション、高齢者の生きがい作り、生徒・児童の体験学習など多様な目的で、小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を育てるための農園で、開設主体は、地方公共団体、農協、農家、企業等)向けの貸付け【特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律】

### (注④)「農業投資価格」

農地の相続で相続税の納税猶予を受けるときの猶予額の算定に使われる農地の価格で、農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされた場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格。

## 農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の納税猶予の特例

❖ 農業を営む人(贈与者)が、所有している農地(生産緑地に限る)の全部ならびに準農地<sup>(注⑥)</sup>の3分の2以上を農業後継者(受贈者)に一括して贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税は、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡する日まで、その納税が猶予され、かつ、一定の要件のもと免除されるという制度です。

◇農地を生前贈与する際には、贈与者と受贈者のそれぞれの合意と、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

◇メリットとして、\*贈与する人の意思が尊重されます \*相続争いが防止できます \*相続は農地だけの相続ができませんが、贈与は複数の財産のうち農地だけが贈与できます。

### (注⑥)「準農地」

農用地区域内の土地で、農業振興地域整備計画において用途区分が農地又は採草放牧地とされ、10年以内に農地又は採草放牧地に開発して、農業に供することが適当と市町村長が証明したもの